

認定ポイント取得対象会(企業セミナー)登録申請に関する要項

2021 年度版

1. 「慢性腎臓病療養指導看護師」に関する認定ポイント対象として、小規模あるいは地域レベルの腎臓病関連の研修(研究会、研修会、セミナー等)のうち、下記認定基準を満たすものを認定ポイント取得対象会(企業主催セミナー)として認める。
2. 研修(研究会、研修会、セミナー等)を主催する企業に認定番号を付与する運用であり、複数の研修を開催する場合は、研修毎の申請が必要である。
3. 認定条件
 - 1) 営利企業が主催である(※1)
 - 2) 参加資格に看護師が含まれる
 - 3) 研修の参加者に対し、受講終了後に受講証明書が発行される。ただし、研修時間の4/5時間以上の参加を必要とする
 - 4) 営利目的ではない(※1)
特定の薬剤や機器等の宣伝になる内容は、対象外です。
4. 申請方法
 - 1) 開催概要/プログラムを添付したうえで、所定の登録申請書を日本腎不全看護学会事務局へ提出する。
 - 2) 審査料として1,100円(税込)を納付する(※2)。
(※2)すでに認定された企業による新規研修の申請については、審査料を徴収しない
5. 審査方法
申請書類をもとに、認定委員会にて審査を行い、理事会での承認を得る。
6. 審査結果の通知と公表
日本腎不全看護学会事務局を通じて、申請者あてに審査結果を通知する。承認後、日本腎不全看護学会ホームページ上で公表する。
7. 更新手続き
 - 1) 2年ごとに更新手続きを行う。更新月は3月とする。
 - 2) 所定の更新申請書に必要事項を記入し、開催概要/プログラムを添付したうえで、日本腎不全看護学会事務局へ提出する。
 - 3) 更新料として1,100円(税込)を納付する。

以上